

改正

平成15年 1 月30日要綱第 1 号

平成19年 1 月 4 日要綱第 2 号

平成21年 3 月26日要綱第 8 号

平成28年 3 月31日要綱第17号

平成29年 2 月 3 日要綱第 5 号

平成30年 2 月21日要綱第 5 号

令和 4 年 3 月24日要綱第13号

令和 7 年11月13日要綱第50号

大野城市保育所入所措置基準要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大野城市保育所規則（平成16年規則第21号）第 9 条の規定に基づき、保育所への入所措置の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入所措置基準)

第 2 条 保育所への入所措置の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定によるもののほか、世帯の状況、就労環境等の諸事情を考慮して入所の調整を行うものとする。

(委任)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか入所措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年12月26日から施行する。

附 則（平成15年要綱第 1 号）

この要綱は、平成15年 1 月30日から施行する。

附 則（平成19年要綱第 2 号）

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日要綱第 8 号）

この要綱は、平成21年 3 月26日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日要綱第17号）

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、この要綱による改正後の大野城市保育所入所措置基準要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月3日要綱第5号）

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

附 則（平成30年2月21日要綱第5号）

この要綱は、平成30年2月21日から施行する。

附 則（令和4年3月24日要綱第13号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月13日要綱第50号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年11月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大野城市保育所入所措置基準要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の保育所入所決定について適用し、令和7年度以前の年度分の保育所入所決定については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

保育所入所措置基準

類型	措置基準		運用基準	指数
就労	ひとり親		1月当たりの勤務時間が120時間以上の場合	63
			1月当たりの勤務時間が64時間以上120時間未満の場合	60
	ひとり親以外の者	被雇用者(会社等に雇用されている者)	1月当たりの勤務時間が160時間以上の場合	50
			1月当たりの勤務時間が120時間以上160時間未満の場合	45
			1月当たりの勤務時間が100時間以上120時間未満の場合	40
			1月当たりの勤務時間が64時間以上	35

			100時間未満の場合	
	自営業 (農業、 漁業そ 他の 個人で 営む事 業を含 む。)に 従事す る者	本人	1月当たりの勤務時間が160時間以上 の場合	50
			1月当たりの勤務時間が120時間以上 160時間未満の場合	45
			1月当たりの勤務時間が100時間以上 120時間未満の場合	40
			1月当たりの勤務時間が64時間以上 100時間未満の場合	35
		家族協力者(家 族が営む自営 業に協力して 就労する者)	1月当たりの勤務時間が160時間以上 の場合	45
			1月当たりの勤務時間が120時間以上 160時間未満の場合	40
			1月当たりの勤務時間が64時間以上 120時間未満の場合	35
求職	ひとり親		求職中のため保育が困難である場合	58
	ひとり親以外の者		求職中のため保育が困難である場合	25
出産	出産した者又は出産予定の者		出産又は出産予定日の前後2月のうち 家庭保育が困難と認められる場合	60
障がい	心身の障がいにより、家庭保育 が困難と認められる者		身体障害者手帳(障害等級1級又は2 級)、精神障害者保健福祉手帳(障害 等級1級)又は療育手帳(障害程度A) を交付されている場合	70
			身体障害者手帳(障害等級3級又は4 級)、精神障害者保健福祉手帳(障害 等級2級)又は療育手帳(障害程度B) を交付されている場合	40
			身体障害者手帳(障害等級5級又は6 級)、精神障害者保健福祉手帳(障害	20

			等級3級)を交付されている場合	
高齢	高齢者		65歳以上で児童の保育が困難な場合	40
疾病	精神疾患の有病者		精神性の病気の場合	70
	精神疾患以外の有病者	入院	入院が1月以上にわたる場合	70
		通院	1ヶ月以上の疾病で、週3日以上 の通院を要する場合	40
		居宅	1ヶ月以上の疾病で、上記以外の場合 居宅で常時病臥の場合	20 70
病人の看護等	入院、通院等の看護等に 従事する者		月64時間以上病院等における看護等に 従事する場合又は心身障がい児の特別 支援学校等への通学の付添に従事する 場合	45
	自宅介護等に 従事する者		同居の親族が常時病臥で 身辺自立不可能者の介護に 従事する場合	45
			同居の親族の通院付添い 又は身辺自立可能者の自宅 での介護を1月以上にわた って従事する場合	20
就学	学校教 育法(昭 和22年 法律第 26号)に 定める 学校、職 業訓練 施設等 への通 学(所) 者	ひとり親	1月当たりの受講時間が120時間以上 の場合	63
			1月当たりの受講時間が64時間以上 120時間未満の場合	60
	ひとり親以外の者	1月当たりの受講時間が160時間以上 の場合	50	
		1月当たりの受講時間が120時間以上 160時間未満の場合	45	
		1月当たりの受講時間が100時間以上 120時間未満の場合	40	
		1月当たりの受講時間が64時間以上 100時間未満の場合	35	

災害	災害等の復旧にあたっている者	地震、洪水、火災その他不慮の災害により児童の居宅が失われ、又は大破した場合において、その復旧に当たることが常態となっている場合	100
社会的 養護が 必要な 場合	社会的養護が必要な世帯	子どもが被虐待の状態にある又は被虐待のおそれがある場合	100
		D V被害の状態にある又はD V被害のおそれがある場合	58
		里親の委託を受けている又は受ける予定のある場合	58

備考

- この表において「ひとり親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているものをいう。
- この表において「身体障害者手帳」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。
- この表において「精神障害者保健福祉手帳」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。
- この表において「療育手帳」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により交付される手帳をいう。